

発 言 者	内 容
梅澤賃金室長	<p>定刻になりましたので、これより、令和4年度第3回沖縄地方最低賃金審議会を始めさせていただきますと思います。</p> <p>始めに、各委員の出席状況についてでございますが、公益委員の西村委員、労働者側委員の宮城委員、使用者側委員の親川委員からそれぞれ欠席の連絡がありましたので、公益委員が4名、労働者側委員が4名、使用者側委員が4名、計12名でございます。</p> <p>最低賃金審議会令第2条により沖縄労働局の委員の定数は15名でありますので、本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>それでは、これからの議事進行を島袋会長にお願い致します。</p>
島袋会長	<p>それでは、令和4年度第3回沖縄地方最低賃金審議会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人ですが、労働者側委員は照喜名委員、使用者側委員は比嘉委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>では、議題1ですが、7月29日に開催されました第2回本審においてできなかった目安答申について伝達を行いたいと思います。説明を事務局から申し上げます。</p>
梅澤賃金室長	<p>お手元に配付させていただきました資料の青枠インデックス資料1を開いていただきますでしょうか。</p> <p>8月2日に開催しました中央最低賃金審議会において令和4年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が行われております。その写しを添付しております。</p> <p>概要の方を説明させていただきます。</p>

1枚目の方は答申文になっておりまして、記の1番、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。2番、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

この内容について、以下の3から6の項目については、要望等が記載されております。

1枚めくっていただきまして別紙1の方の公益委員見解、こちらの方を説明させていただきます。

1番、令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする、ということで、1番の表にランク付け ABCD の表がありますが、Dランクの後ろに沖縄県があります。こちらの方の金額が30円ということで示されております。

目安小委員会の審議の基本的考え方が、次の項目2番に示されております。概要としましては、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、各種資料を基に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「新しい資本主義実行計画工程表」、「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した、ということで記載があります。

3要素について、その下に、ア、イ、ウとあり、まず、ア賃金についての検討です。概要だけお話ししますと、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率が2%を超えていること。ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転している。賃金改定状況調査結果については、第4表 における賃金上昇率(ランク別計)ですが、1.5%となっております、平成14年以降最大値となったこと。この中で、結果公表されておりますが、沖縄を含むDランクは、1.9%となっております。

これは、上昇率を考慮しつつ、更に今年、4月以降に上昇している消費者物価指数の動向が十分に勘案されていない可能性があるということに留意したこと。これが1番の賃金についてです。

イ労働者の生計費。こちらにつきまして消費者物価指数をみると、今年4月以降、全国数値3.0%、2.9%、2.8%となっており、これは前年同月比となります。

というように推移しており、とりわけ基礎的支出項目といった必需品的な支出項目について、4%を超える上昇率となっていること。

生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要に留意したと。以上が生計費です。

ウ通常の事業の賃金支払能力。こちらにつきましては、法人企業統計における企業利益を見ると、徐々に改善が見られ、コロナ前の水準への回復が見られること。日銀短観、中小企業景況調査を見ても、コロナ禍からの改善傾向が見られる。

これら企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により、賃上げの原資を確保することが難しい企業も少なくないことにも留意する必要がある。以上が通常の事業の賃金支払能力の概要でした。

それを踏まえた上で、最後にエとしまして各ランクの引上げ額の目安というとりまとめがあります。

3要素の検討を踏まえた賃金引上げ額の目安については、3要素の内、賃金、生計費の検討結果においては可能な限り最低賃金を引き上げることは、望ましいと考えられるものの、賃金支払能力については、賃上げの原資を確保することが難しい企業も少なくないことを踏まえ、引上げ額の水準には一定の限界があることも考慮したと。

	<p>最終的に、この3要素の内、特に労働者の生計費を重視し、総合的に勘案した結果、今年度の引上げ額の目安については、3.3%を基準として検討することが適当であるという考えに至ったというとりまとめになっております。</p> <p>中賃、目安答申の伝達については、以上概要をもって説明させていただきました。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。只今、事務局から中賃の答申についての説明がありました。委員の皆様で、御意見、御質問等があれば、お願いします。</p> <p>前回は議論しましたけれど、特によろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、議題2「沖縄県最低賃金の改正決定について」に移ります。</p> <p>専門部会の開催状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>本日、15時から行われた第4回専門部会において、最低賃金額については、結審することができなかったことから、次回第5回専門部会を9日火曜日に開催し、引き続き検討を行うこととなりました。</p> <p>よって、本日の部会報告はありません。</p> <p>皆様に配布してあります資料の3番が、沖縄県最低賃金の改正決定についての報告書となっておりますが、開いていただきますと、こちらの方添付はないというふうになっております。以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から報告がありましたように、専門部会で、まだ結論がでて</p>

	<p>おりません。</p> <p>只今、事務局からご説明がありましたように、来週8月9日火曜日14時から第5回専門部会を開催したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(はい)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>よって、議事次第にある「部会報告」、「答申」の審議を本日は行うことができません。ご了承お願い致します。</p> <p>それでは、議題3「特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告等」に移ります。</p> <p>本日は、「沖縄県新聞業外3業種の産業別最低賃金改正決定の必要性の有無」について、先ほど開催された運営小委員会で討議しました検討結果が当審議会へ報告されております。運営小委員会からの報告書を事務局から説明お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(しばらくの間)</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>お待たせいたしました。</p> <p>皆様の方に、今配布させていただきました「写」と書いてあります令和4年8月5日付の沖縄地方最低賃金審議会運営小委員会委員長島袋秀勝と記載があります。</p> <p>14時から開催されました運営小委員会の報告書になります。読み上げます。沖縄県新聞業最低賃金外3業種の特定(産業別)最低賃金改正決定の必要性の有無について(報告書)。</p> <p>当委員会は、令和4年7月29日に、沖縄地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取等、慎重に審議を重ねた結果、沖縄県新聞業最低賃金の改正決定については、改正決定をすることを必要と認めるとの結論に達したので報告する。</p>

	<p>また、その他の下記の特定(産業別)最低賃金については、全会一致に至らなかったため必要ありとすることはできないとの結論に達したので併せて報告する。</p> <p>なお、本件の審議に当たった当委員会の委員は、別紙のとおりである。</p> <p>記1、沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金、2、沖縄県各種商品小売業最低賃金、3、沖縄県糖類製造業最低賃金。</p> <p>委員の別紙は裏面の方に、別紙として公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員各3名、合計9名の名称等が記載されております。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。只今、事務局から報告がありましたとおり、運営小委員会の議論により、沖縄県新聞業につきましては、必要性ありと全会一致で結論が得られました。</p> <p>ただ、残りの3業種、自動車(新車)小売業、各種商品小売業、糖類製造業の3業種につきましては、労使の見解が分かれ、全会一致での結論を得ることができませんでした。</p> <p>よって、沖縄県新聞業最低賃金につきましては、改正の必要性ありとし、残りの3業種につきましては、改正の必要性について全会一致を見なかつたとする答申を、沖縄労働局長に行いたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局が答申案を作成いたします。しばらくお待ちください。</p> <p style="text-align: center;">(しばらくの間)</p> <p>只今、委員の皆様へ答申文(案)が配付されておりますが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(はい)</p>

	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>(しばらくの間)</p> <p>(事務局、答申(写)の配布)</p> <p>(西川沖縄労働局長、島袋会長席の横へ移動)</p> <p>(島袋会長、「答申文」を読み上げて、西川沖縄労働局長に手交)</p> <p>(島袋会長、西川沖縄労働局長それぞれ席へ戻る)</p> <p>それでは、只今、沖縄県新聞業最低賃金について、改正の必要性ありとの答申を致しましたので、引き続き、次第の5「特定(産業別)最低賃金の改正決定諮問について」に移ります。</p> <p>早速、沖縄労働局長から特定(産業別)最低賃金改正決定についての諮問を受けたいと思いますので、事務局において準備をお願い致します。</p> <p>(事務局、各委員へ「諮問文(写)」を配布)</p> <p>(西川沖縄労働局長、島袋会長席横へ移動)</p> <p>(西川沖縄労働局長、「諮問文」を読み上げて、島袋会長に手交)</p> <p>(西川沖縄労働局長、島袋会長それぞれ席へ戻る)</p> <p>只今、沖縄労働局長より、「沖縄県新聞業の特定(産業別)最低賃金の改正決定について」の諮問を受けました。</p> <p>続きまして、議題6の「沖縄県新聞業最低賃金専門部会の設置」に移りたいと思います。事務局の方で説明お願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>お手元の配布資料の2番を開けていただきますでしょうか。</p> <p>最低賃金法関係の法令の抜粋を載せさせていただいております。</p>

	<p>特定最低賃金専門部会の設置について、最低賃金法第25条第2項、審議会は最低賃金の決定又はその改正決定についての調査審議を求められたときは、専門部会を設置しなければならない、と規定されております。</p> <p>特定最低賃金専門部会の委員は、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会令第6条第1項及び第4項に基づき、当該最低賃金の関係労使の代表委員及び公益委員の各委員同数で構成し、委員は9名以内とすることになっております。</p> <p>特定最低賃金専門部会の委員について、最低賃金法等により、審議会委員と同様に関係労働者及び関係使用者等から推薦を受けた者から、労働局長が任命すると規定されており、本日専門部会の設置が承認されますと、審議会終了後に本日より8月22日月曜日まで、専門部会委員の推薦公示を行う予定であります。</p> <p>なお、公益委員の専門部会委員については、労働局長が任命することとなっております。以上です。よろしく申し上げます。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今の事務局の説明のとおり、沖縄地方最低賃金特定最低賃金専門部会の設置について、承認してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なし ）</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>只今、専門部会の設置が承認されました。沖縄県新聞業最低賃金の審議は専門部会へ付託し、審議して頂くこととなります。専門部会開催日程等について、事務局から説明をお願い致します。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>お手元の配布資料の6番を開いていただきますでしょうか。</p> <p>最初の2枚がA4の横表になっております。それぞれのイベント毎に書い</p>

	<p>ている形になっていますが、1枚めくっていただくと、色つきになっております。特定(産業別)最低賃金専門部会と、上の方に書いてありますが、9番の令和4年8月31日から開催をしていただくこととなります。</p> <p>それぞれ9番以降、9月7日、8日と日付があるところに、第2回、9月13日からは、案のときには4業種分で計画を組んでいて、新聞業は9月13日にありますが、今回1業種となったために、この1回から3回を、9月21日、22日までの日程を使っていただいて、審議をしていただくという形で考えております。</p> <p>この日程については先程の特賃の専門部会の委員、推薦公示を行って、その委員が推薦されて決定した後に、再度この日程を決めていただくということになっておりますので。これは当初案予定どおりと記載がなっております。</p> <p>特定最賃専門部会の委員は、22日までの公示となっておりますので、その後からの対応となっております。</p> <p>8月31日、14時から日程開始しまして、最終的に専門部会でのご審議を頂きますが、一致に至らない場合、9月21日、22日が最終の日程になっておりますが、ここで決まらない場合は、真ん中に本審の日程について記載がありますが、9月28日に本審採決による決定になります。</p> <p>その後、答申に対する意見提出の公示を実施しまして、異議審開催となった場合は、専門部会での全会一致による場合は、当初のこの予定案では、新聞業は9月13日ですので、10月6日に異議審。本審採決はこの当初案では9月28日に本審採決となっておりますので、10月14日金曜日に異議審の開催予定となります。以上です。</p>
島袋会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から、特定最低賃金専門部会の開催日程について、説明があ</p>

	<p>りました。これについて、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(委員 挙手)</p> <p>お願いします。</p>
田 端 委 員	<p>資料6の 1、 2のところでは、8月31日に1回目が開催されて、2回目が9月7日、3回目が9月13日、その次開催するとすれば黄色のところのいずれかと理解すればいいのですか。</p>
梅澤賃金室長	<p>はい、そのとおりです。</p> <p>もう1回繰り返しますと、 2と書いてある項目9番の8月31日の第1回、14時から。こちらの方が当初予定の複数の業種があった場合、ここでまとめて第1回、日程等の確認行うというもの。</p> <p>今回、新聞業だけになるので、この第1回目を単独で行って、その後、9月7日、または8日に2回目。1週間毎になっておりますが、13日から、21日、22日と予備日までを含めまして、こちらの第3回目までの予定で、3回目で通常であれば結審予定と見込まれて日程を組んでおります。</p> <p>ここで決まらなければ、最終9月28日本審での採決という予定となっております。</p>
田 端 委 員	<p>1回目の8月31日は確定で、2回目については7日か8日を専門部会でその日程を決めると理解していいのか。それと、3回目の9月13日から28日までの間に、専門部会の中で調整をするということによろしいですか。</p>
梅澤賃金室長	<p>はい、そのとおりになります。</p> <p>専門部会の中で、専門部会の日程を決めていただくということになります。</p>

	<p>す。</p>
島袋会長	<p>その他、ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、只今、特定最低賃金専門部会等の開催日程について、確認して頂きました。</p> <p>次に、議題7の最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、事務局から説明をお願い致します。</p>
梅澤賃金室長	<p>お手元の資料2番の関係法令の抜粋を開けていただきたいと思います。</p> <p>1枚めくっていただきますと最低賃金審議会令抜粋という形で載せております。こちらの方で説明させていただきます。</p> <p>最低賃金審議会令第6条第5項において、「審議会は、あらかじめ議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」となっております。これは、専門部会で「全会一致」が条件となっております。</p> <p>また、沖縄地方最低賃金審議会においては、沖縄県最低賃金の改正決定について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用するに当たっては、専門部会での議決は、全会一致で行われ得る場合に限るとされており、多数決の場合は直ちに総会(本審)を開催し、議決すると規定しております。以上です。</p>
島袋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局の説明を踏まえ、今年度も最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、特定(産業別)最低賃金専門部会の全会一致の決議をもつ</p>

	<p>て、当審議会の決議としたいと思いますが、如何でしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（ 異議なし ）</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとし、今年度も特定最低賃金専門部会の決議をもって、当審議会の決議とすることと致します。</p> <p>次に、議題8の「その他」とありますが、事務局から説明等ありますでしょうか。</p>
<p>梅澤賃金室長</p>	<p>はい。配布資料のまだ説明のない部分について、説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>お手元の資料の内、資料7を開いていただきますでしょうか。</p> <p>こちらの方は、3月の本審のときにも配らせていただいたのですが、今回、特賃の諮問が行われましたので、改めて資料7として、9月1日以降に、特定最低賃金の審議が始まりますが、それで答申が出た日に、その後の異議申出日の締切、官報公示、そして発効日。これは一番最短の日程です。公示文とかの手続きで遅れたりする場合もございますので、最短の場合の発効日を記載しております。その予定日で、この一覧表、9月1日以降のものが掲載されておりますので、答申に至る状況になりましたら、この日程で、発効日はいつということも確認しながら、ご審議の参考にいただければというふうに思います。</p> <p>例えば、新聞業でいいますと、第3回目が9月13日に予定されておりますので、こちらの方で結審したとすると、異議申出の締切が9月28日、異議が出た場合は、異議審を翌日の9月29日の午前中、通常でいくと9時半に開催と。その後官報公示の手続きが10月13日木曜日、発効日としましては、最短でいきますと11月12日土曜日からというふうに、横の流れでみて</p>

	<p>いっていただければというふうに思います。</p> <p>2点目です。先程、専門部会の報告をさせていただいて、8月9日、14時から第5回専門部会を行うということで、ご報告されておりますので、日時等ご確認を再度お願いしたいというふうに思います。以上です。</p>
<p>島袋会長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>只今、事務局から、資料7についての説明がありました。それについて、ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>それでは、ご質問等ございませんので、本日の議事は終了いたしました。</p> <p>これで、第3回沖縄地方最低賃金審議会を終了したいと思います。</p> <p>大変、お疲れ様でした。</p>

令和4年度第3回沖縄地方最低賃金審議会議事要旨

- 1 開催日時 令和4年8月5日(金) 16:08～16:50
- 2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館共用大会議室(2階)
- 3 出席者
公益代表委員 4名(島袋秀勝、上江洲純子、城間貞、岩橋培樹、敬称略)
労働者代表委員 4名(鎌田健嗣、砂川安弘、照喜名朝和、石川修治、敬称略)
使用者代表委員 4名(佐久本和代、比嘉華奈江、新垣朝雄、田端一雄 敬称略)
- 4 議題
 - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について(伝達)
 - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について(部会報告、答申)
 - (3) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告等について
 - (4) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性について(答申)
 - (5) 特定(産業別)最低賃金の改正決定諮問について
 - (6) 特定(産業別)最低賃金専門部会設置について
 - (7) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
 - (8) その他
- 5 議事要旨
 - (1) 中央最低賃金審議会の地域別最低賃金額改定目安答申について
事務局より、中央最低賃金審議会目安の答申内容について、説明が行われた。
 - (2) 沖縄県最低賃金の改正決定について
第4回地域別最低賃金の専門部会において結審することができず、次回8月9日に第5回地域別最低賃金の専門部会を開催することとなり、改正決定に係る審議入りは出来なかった。
 - (3) 特定(産業別)最低賃金の改正の必要性の検討結果報告について
運営小委員会より、特定(産業別)最低賃金について、沖縄県新聞業最低賃金は改正の必要性有とされ、その他3業種の最低賃金は、改正の必要性有との結論に達しなかったとの報告があり、事務局から説明が行われた。
 - (4) 上記(3)の結果報告等を受けて、審議会会長から沖縄労働局長へ、答申が行われた。
 - (5) 上記(4)の答申後、沖縄労働局長から審議会会長へ、沖縄県新聞業最低賃金について改正決定の調査審議に係る諮問が行われた。
 - (6) 上記諮問を受けて、事務局より、沖縄県新聞業最低賃金の専門部会設置についての説明があり、その後審議会会長から全委員に対し確認を行ったところ、同新聞業最低賃金の専門部会設置について承認された。その後、事務局より開催日程の説明が行われた。
 - (7) 事務局より、沖縄県新聞業最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項について説明があり、その後審議会会長から全委員に対し確認を行ったところ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとなった。

(8) その他、事務局の方から、次回第5回地域別最低賃金の専門部会が開催されることになったことから、今後の本審議会の日程について、調整が行われた。

以上



沖地最審第3号
令和4年8月5日

沖縄労働局長
西川 昌登 殿

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝

沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問あった下記の特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性について、慎重に審議した結果、下記1の改正の必要性有との結論に達し、下記2については、必要性有との結論に達しなかった旨答申する。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示6号)
- 2 沖縄県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示3号)
沖縄県各種商品小売業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示5号)
沖縄県糖類製造業最低賃金(平成20年沖縄労働局最低賃金告示2号)



沖労発基 0805 第 2 号
令和 4 年 8 月 5 日

沖縄地方最低賃金審議会
会長 島袋 秀勝 殿

沖縄労働局長
西川 昌登

沖縄県特定(産業別)最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和 34 年法律 137 号)第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 沖縄県新聞業最低賃金(平成 20 年沖縄労働局最低賃金告示 6 号)